

## 5-5 教育を受ける権利と関連問題 <標準編>

### 教育の有償の問題

国民に「**教育を受ける権利**」があるといっても、教育に高い費用がかかるようであれば、十分に教育を受けることはできない。この点で、憲法が義務教育を**無償**としている点は重要である。

しかし無償なのは授業料と教科書の費用だけで、実際には給食費や教科書以外の教材購入費、また通学にかかる費用などはすべて保護者の負担となっている。また義務教育を終えた後の教育については原則として学習者が費用の全額を負担しなければならない。その結果、裕福な家庭の子どもは高度な教育を受けたり学習塾に通うことが容易にできるが、貧しい家庭の子どもには難しいという格差が生まれている。

また一般の社会人にとっても教育に多額の費用がかかることはさまざまな障害を生む。例えば新しい技能を習得して転職しようと思っても、その学習に高い費用がかかるのでは満足に教育を受けることができない。あるいは、低賃金で家事と育児をこなしている家庭では、新しい技能を身につけるために教育を受けようとしても、その間の生活費の確保がまず問題になる。真に「教育を受ける権利」を保障するためには、単に義務教育の費用の一部を無償とするだけでは不十分であるといわなければならない。

この点で進んでいるのは北欧を中心とするヨーロッパ諸国である。そこでは多くの国で大学教育まで費用のほとんどを政府が負担している。保護者の負担はゼロか、負担があってもごく少額であるため、家庭の経済的事情で教育に格差が生まれにくい。また一般社会人が新しい技能を身につける際には、その教育費が免除されるだけでなく、たとえばフィンランドのように訓練期間中の生活費用まで支給する国もある。

### 自由競争化の問題

政府は、「教育の活性化のため」として、教育に自由競争の原理を導入する政策を検討したことがある。小学校の校区を廃止し、子どもを通学させる小学校を保護者が自由に選べるようにするというものである。子どもがたくさん集まり優秀な成績を上げることができた学校には教育関連予算を増やし、そうでない学校の予算を削ることで、学校教育を活性化させようという狙いである。

しかし、この制度を実際に導入したイギリスでは、多くの子どもを集めて多額の予算を獲得できた学校とそうでない学校の間で大きな格差が生まれ、後者の学校では教育活動そのものが停滞してしまったため、国全体の

教育活動がかえって低下するという苦い経験をした。

したがって教育に自由競争の原理を導入することの是非は慎重に検討されなければならない。

### 教科書検定の問題

現在、日本の小中学校・高校で使用される教科書は、民間の出版社が制作したのち文部科学省が教科書として**学習指導要領**に適合したものであるかどうか審査して（これを**教科書検定**という）、合格したものに限定されている。これは戦前の国定教科書が教育の画一化を招いたことへの反省に基づくものである。

しかし東京教育大学名誉教授の家永三郎氏（故人）は、自身が執筆した高校日本史教科書の原稿に対して文部省から多数の修正を命じられたため戦争の悲惨さが十分に表現されなくなったことを不服として、**1965年**に裁判を起こした（**家永教科書裁判**）【①】。この裁判で家永氏は、「政府は教科書検定を通して教育内容に容易に介入し、政権にとって都合な歴史が教科書に記載されないようにしているので、教科書検定は検閲に当たる」とも主張した。これに対して「教科書検定は検閲に当たる」と判断した裁判所もあった。その後、最高裁判所は、教科書検定そのものは検閲には当たらないとしつつも文部省の修正命令の一部を違法と判断する判決を下した。

**1980年代**には教科書検定をめぐる争いが外交問題に発展し、それをきっかけに文部省は、教科書検定において近隣諸国に配慮するよう検定基準を改定した【②】。しかし近年、ふたたび政府の主張に近い内容をもつ歴史教科書がさまざまな誤解に基づく記述をしているにもかかわらず検定に合格するようになっている【③】。

また最近では、第二次世界大戦中の沖縄で、戦争に巻き込まれた沖縄住民たちが日本軍の指示や命令によって強制的に死に追いやられたケース（「**集団自決**」とも呼ばれる）について、文部科学省が「日本軍の指示や命令による」という趣旨の記述を削除させて軍や政府の責任をあいまいにする検定を行っていたことが明らかになり、問題化した。しかし文部科学省は、沖縄県民の嚴重な抗議を受けてもその態度を変えなかった。

### その他の問題

学校は学習をする場であるが、児童・生徒の間での**いじめ**によって学習を続けられない子どもが増加している。また多くの進学高校で本来学習すべき科目が大学入試に必要な科目だからという理由で履修されていないケースがあることがわかり問題化した。これらはいずれも、権利に基づく教育が十分に行われていないことを意味しており、改善・再発防止が重要な課題となっている。

①家永氏は、**1965年**から約**30年**にわたって3つの裁判を通して教科書検定の違憲性を主張して争った。

**1967年**の東京地裁判決（杉本判決）は教科書検定の違法違憲を認めたが、**1997年**の最後の最高裁判決は教科書検定の違憲性は認めなかった。しかし家永氏が教科書検定の際に受けた数点の修正命令を違法と断定した。

②第二次世界大戦に際して日本がアジア侵略をしたくだりの記述を当時の文部省が削除させたことについて、「アジア侵略を進出と書き直し」と報道されたことがきっかけで、中国政府が抗議し、日中間の外交問題に発展した。

③「新しい歴史教科書をつくる会」が編集した中学校用の日本史教科書などがある。